

第 22 号議案

件名	埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
提案理由	県立高等学校及び県立特別支援学校の技能職員に主任専門員の職を置くため、埼玉県立高等学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 現行規則の内容 県立高等学校の管理運営について基本的事項を定めるもの2 改正の内容 県立高等学校の技能職員に主任専門員の職を新たに規定する。 (※県立特別支援学校に準用)3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

(県立学校人事課)

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和二十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項の表主任専門員の項中

技術職員	上司の命を受け、技術又は給 業務で知識、経験等を必要と 相当困難なものに従事する。
------	---

食の
する

を

技術職員	上司の命を受け、技術又は給食の 業務で知識、経験等を必要とする 相当困難なものに従事する。
技能職員	上司の命を受け、自動車の運転、 農林作業、畜産作業、園芸作業、 介助等若しくは炊事の業務又は 環境整備その他の用務で知識、経 験等を必要とする相当困難なも のに従事する。

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改正案

現行

(傍線の部分は、改正部分)

<p>埼玉県立高等学校管理規則 第一条～第七条の四 (略)</p>	<p>埼玉県立高等学校管理規則 第一条～第七条の四 (略)</p>																		
<p>(職及び職務) 第八条 (略)</p>	<p>(職及び職務) 第八条 (略)</p>																		
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>																		
<p>4 前三項に定めるもののほか、必要に応じて、学校に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、必要に応じて、学校に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="943 181 986 349">職</td> <td data-bbox="943 349 986 555">職員の種類</td> <td data-bbox="943 555 986 1059">職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 181 943 349">主任専門員</td> <td data-bbox="788 349 943 555">技術職員</td> <td data-bbox="788 555 943 1059">上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 181 788 349">技能職員</td> <td data-bbox="596 349 788 555">(略)</td> <td data-bbox="596 555 788 1059">上司の命を受け、自動車の運転、農林作業、畜産作業、園芸作業、介助等若しくは炊事の業務又は環境整備その他の用務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。</td> </tr> </table>	職	職員の種類	職務	主任専門員	技術職員	上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	技能職員	(略)	上司の命を受け、自動車の運転、農林作業、畜産作業、園芸作業、介助等若しくは炊事の業務又は環境整備その他の用務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="943 1171 986 1339">職</td> <td data-bbox="943 1339 986 1545">職員の種類</td> <td data-bbox="943 1545 986 2049">職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1171 943 1339">主任専門員</td> <td data-bbox="788 1339 943 1545">技術職員</td> <td data-bbox="788 1545 943 2049">上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1171 788 1339">(略)</td> <td data-bbox="596 1339 788 1545">(新設)</td> <td data-bbox="596 1545 788 2049">(新設)</td> </tr> </table>	職	職員の種類	職務	主任専門員	技術職員	上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	(略)	(新設)	(新設)
職	職員の種類	職務																	
主任専門員	技術職員	上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。																	
技能職員	(略)	上司の命を受け、自動車の運転、農林作業、畜産作業、園芸作業、介助等若しくは炊事の業務又は環境整備その他の用務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。																	
職	職員の種類	職務																	
主任専門員	技術職員	上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。																	
(略)	(新設)	(新設)																	
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>																		
<p>第八条の二～第二十九条 (略)</p>	<p>第八条の二～第二十九条 (略)</p>																		